

令和5年4月10日

各郡市等医師会長 様

(公社)岡山県医師会
会長 松山正春
(公印省略)

医学部卒後5年間個人定額会費の減免について

医師会の組織力強化は喫緊の課題として取り組むべき最重要事項の一つであり、とりわけ、会員数の確保は対外的な側面からも早急な対応が必要であるとして日本医師会では現在臨床研修医を対象に実施している会費減免期間を延長することとしました。

これを受けて岡山県医師会でも同様に医学部卒後5年間については会員区分にかかわらず個人定額会費を免除することとし、岡山県医師会会費・入会金徴収規程第4条第3項及び別表1の3に基づき下記のとおり取り扱うことといたしましたのでご了承ください。

記

1. 実施時期：令和5年4月1日
2. 会費免除期間：医学部卒後5年目までとする。
3. 卒後5年間の基本的なとらえ方は年度単位とする。
4. 卒業年度は大学医学部の卒業年度とする。
5. 卒業年度の考え方
3月卒業者は、翌年度から5年度分
4月から翌年2月までの卒業者は当該年度から5年度分
をそれぞれ免除の対象とする。
6. 対象となる会員区分：すべての会員区分
7. 会費免除の事由：岡山県医師会会費・入会金徴収規程第4条第1項の規定の「その他特別の事由」による。
8. 同規程の減免申請を行うこととする。
9. 免除の適用：免除申請の認められた日からとする。